

日本朝鮮研究所における在日朝鮮人「定住化」論争

——背景・展開・その後——

山本 興正

はじめに

在日朝鮮人をめぐっては、近年さまざまな分野において、その社会・歴史・文化などを明らかにしようとする試みがなされている。またそのなかで、在日朝鮮人と日本人の関係をめぐる過去の社会運動・歴史叙述・教育実践などに関しても歴史化が進んでいる。かつて朝鮮史を研究すること自体が「正気の沙汰じゃない」^{★1}とみなされていたことを考えると、状況が変わったように思える。しかし、わたしたちがともすれば忘れがちなのは、そうした朝鮮をめぐる思想状況の変革は、植民地支配下の皇民化政策、戦後の朝鮮人敵視政策によって奪われた「民族」を奪還しようとする在日朝鮮人の自己回復の努力に多くを負っているということである。そしてそれと

リンクするかたちで、日本人として在日朝鮮人をはじめとする朝鮮民衆といかにして出会えるかを考え、悩み、行動した人々も存在した。在日朝鮮人について考え、行動するということは、自己の主体を問うということと不可分である。そうした問いがはらむ緊張を喪失するならば、研究・運動・教育は日本に深く根づく排外主義を克服するものにはならないだろう。それどころか、友好から敵対へと容易に転換しさえしてしまうだろう。

本論文は、こうした自己の主体を問う日本人のあいだで展開した、在日朝鮮人のあり方をめぐる論争について考察するものである。その論争とは、日本朝鮮研究所（一九六一〜八四年）における、在日朝鮮人の日本への「定住化」をめぐる所員間の論争である（定住化論争）。のちに述べるように、この論争は社会の構造変化に伴って在日朝鮮人のあり方にも変化があらわれているとの現実認識のもと展開した。この論争は一見、日本への「定住化」という現象に伴っ

[Article]

Kosho Yamamoto

On the Controversy over 'the Phenomenon of Koreans'
Sedentarisation in Japan' at Nihon Chosen Kenkyu-jo
(the Japan Institute for Korean Studies): Background,
Development and Aftermath

(Received 26 February 2025)

A Noon of Liberal Arts, No. 13, 2025

て在日朝鮮人がいかにあるべきかをめぐって展開した議論のようにみえるが、その根底にあつたより重要なテーマは、いかにして日本人は在日朝鮮人と関係を構築していけばいいのかという、日本人の主体形成をめぐるものであつた。論争の過程では、在日朝鮮人の歴史・現状、朝鮮統一についての認識、日本の社会運動や行政の動きに対する評価などをめぐって議論がたかかわされたが、そこには主体（形成）をめぐる認識論という、より哲学的なテーマも伏在していた。本論文では、この論争の背景・展開・その後をいねいに追うことで、この定住化論争を思想として歴史化することを試みたい。そのさいとくに注目するのは、論争の一方の当事者であつた梶村秀樹（一九三五〜八九年）である。もちろん論争全体が俯瞰できるような描写を心がけてはいるが、今日における意義という観点から考へた場合、梶村の思想が多くの示唆を与えてくれるとの判断からである。またもう一方の論者たちが立場を急転回させていくのに対し、梶村は論争で提起された論点を深めていくからである。そのため本論文では、論争後に梶村がどのような思想的展開をみせたかについてもトレースしていきたい。

この論争については、これまで論争そのものの存在・重要性はよく指摘されてきたように思われるが、論争そのものの内容を整理する論文としては和田春樹のものがある。だが和田の論考は概略的²で、歴史的背景に論争を位置づけて評価するものではない。また日本朝鮮研究所運営委員会の論争終結宣言にも論点が整理・提示されているが、この論争は梶村の以後の在日朝鮮人論において、さらには

今日の在日朝鮮人論においても重要な論点を含んでいるため、ここでは論争終結宣言の整理を参考にしつつ、梶村の思想の系譜のなかにこの論争を位置づけるかたちで論点を評価してみたい。論争後については、本論文は「定住外国人」と「国境をまたぐ生活圏」という梶村の在日朝鮮人論における最重要の概念について考察する。このテーマに関しては「国境をまたぐ生活圏」概念の起点を金嬉老裁判での議論に求めようとする大槻和也の研究がある。ただし大槻の研究は「国境をまたぐ生活圏」概念に至るまでの梶村の思想を系譜的に追うもので、横軸である同時代の議論や論争については手薄である。本論文は梶村の思想的変遷のなかに定住化論争を置き、同時代の思想史を描くことも試みようとするものである。

一 日本朝鮮研究所、梶村秀樹

本論文は日本朝鮮研究所における定住化論争から思想的資源を抽出しようとするものであるが、この論争を歴史的に位置づけるために、まず議論の前提として、研究所の根底にあつた問題意識をみておきたい。

日本朝鮮研究所（朝研）は一九六一年一月に発足した民間研究団体である。一九六〇年代前半の日韓条約反対運動のなかでは、反対勢力で弱かった植民地支配責任論を提起するなど重要な役割を果

たした。朝研はこれまでの日朝友好団体とは異なり、「日本人の手による、日本人の立場での朝鮮研究」を志ざし、「自立」を組織のアイデンティティとするところに特徴があった。^{★4}日韓闘争以後もメンバーチェンジを経て活動は続き、七〇年代には日本における朝鮮人差別克服のための運動と研究とともに実践する代表的な研究運動団体となった。そして八四年に組織の変質に伴い活動を終える。

このように朝研には、日本人の責任の追及、研究と運動の統合、「自立」への志向という特徴があった。これはのちの定住化論争にも関わるポイントである。

一方、本論文には、梶村の思想的足跡のなかに定住化論争を位置づけるというもうひとつのねらいがある。そのためここで梶村の思想的特徴についても概略的に示しておきたい。

梶村秀樹は内在的発展論の旗手として知られる朝鮮近代史研究者である。朝研のみならず、朝鮮史研究会などの学会活動においても中心的な役割を果たし、朝研を抜けたあとは、在日朝鮮人差別克服のための住民運動・市民運動において活発な活動を展開した。内在的発展論とは、戦前来の「朝鮮停滞論」「朝鮮他律性史観」に対抗して打ち出されたもので、それらの歴史観が朝鮮人を自力で発展する契機をもたない存在と描くのに対し、内在的発展論は朝鮮人の主体性・可能性を見出そうとするところに特徴があった。内在的発展論は主に社会経済史の方法としてのみ理解されることが多いが、その基本的モチーフは、朝鮮史をなぜやるのか、なぜその事実を明らかにすることが必要なのかという「基本的価値観にかかわる方法

の問題」として発見されたものであった。具体的には、移植資本主義に対して朝鮮の自生的資本主義の存在を証明してその展開を描くとともに、朝鮮民族解放闘争に含まれるような、歴史・運命をみずから切り開く民衆の姿をとらえることによつて、朝鮮に対する構え方、侵略史を暴露することの日本人にとつての必然性を真に理解するための価値観を形成するための方法であった。^{★5}したがつて内在的発展論は、朝鮮人が困難な状況に置かれながらも主体的かつ能動的に生きてきた歴史を見出すことによつて、植民地支配によつて歪められた朝鮮観を変革するものであった。

もうひとつ、梶村の朝鮮論の特徴として「全朝鮮史的視点」があげられる。梶村史学の特徴をこのように名づけたのは滝沢秀樹である。南北朝鮮を別々に論じるのではなく、一体的に——外的要因により分析は南に偏らざるをえなかったが——把握しようとする、分断体制を是認することを拒否し統一を志向する歴史把握の方法である。^{★6}ただしこれは空間的・時間的に敷衍することが可能である。

つまり、国外の民族解放闘争と植民地下朝鮮内の運動との繋がりが、南北朝鮮と在日朝鮮人社会とを結ぶ連続性、歴史的経験の記憶が現代にいかに関承されているかという意味での歴史的時間の連続性、こうした連続性や繋がりをもとに個々のケースを探究する視点である。そのため梶村は、たとえばイデオロギー的断絶の基底にある民衆の解放願望という共通性に着目した。在日朝鮮人史についていえば、梶村にとつて在日朝鮮人史は日本史の一部としてのみ把握することができないもので、本国の状況との関連性から考察することが

要求されるものであった。こうした認識は、以下に論じる定住化論争をみるにあたって重要なポイントとなる。

二 定住化論争

1 前史

戦後日本の出入国管理体制は、戦前の治安機関によるその系譜をひいていた。日本敗戦前、植民地朝鮮においては、植民地に特有の域内産業発展の抑制、農村の窮乏化のため、あるいは中国の間島地方へ、あるいは日本へというかたちで、朝鮮人たちは朝鮮半島の外へと生活の場を求めざるをえなかった。だが朝鮮総督府と内務省などの治安当局は、その時々状況に応じて朝鮮人の人口移動を容認あるいは規制した。それはもっぱら経済的要請と治安管理を天秤にかける観点によるものであった。人間存在を国家利益に従属させるその発想は、戦後においても変わることはなかった。戦後の社会経済状況においては、治安当局は在日朝鮮人を日本からできる限り消滅させることを望んだ。一九五一年には出入国管理令、五二年には外国人登録法が制定・施行され、在日朝鮮人をはじめとする外国人の活動・生活は、もっぱら治安維持の観点から管理の対象となった。その本質は二一世紀の現在でも変わっていない。

その後、六〇年代後半にヴェトナム反戦運動が学生や労働者、市民らによつて高揚するなか、こうした外国人管理体制をさらに整備しようとする法案が提出された。一九六九年、七一年に出入国管理法案、七二年、七三年には出入国法と名を変えて四度国会に提出された法案（以下、入管法案）である。法案は主として、法務大臣の権限の拡大と在日外国人の政治活動の規制、行政訴訟による救済の困難化などを特徴としていた。その濃厚な治安管理的性格のため、この入管法案には思想・イデオロギーを問わず、ほぼすべての在日外国人団体・運動体が反対した。この点は、のちに展開される指紋押捺拒否運動との共通点といえよう。思想・イデオロギーの基底にある生存をめぐる問題であったからである。そして入管問題を在日外国人の日常生活の次元で、また日本人のあり方への問いとリンクさせて考える社会運動も登場することとなった。

こうして問題としての入管体制が七〇年前後に広く認識されるに至り、そのなかから本格的に朝鮮問題に取り組む活動も生まれていった。社会運動史の流れからみると、この入管闘争は動員型の「革新運動」から「市民運動」「住民運動」へと移行していく時期の運動にあたる。^{★7}道場親信はヴェトナム反戦運動について「多中心的で複合主体的な運動」としているが、これは入管闘争にも当てはまる特徴であった。また思想史としてみると、津村喬のような人物によつて、日常生活総体を包む現代ナシヨナリズムを批判するため、日本人と在日外国人の歴史的断絶から出発する「差別構造論」も提起されていた。^{★8}ともあれ、こうした反対運動の結果、入管法

案の成立は阻止された。政府および法務省の治安維持強化の企図は、ひとまずその矛を取めたのである。

2 在日朝鮮人「定住化」についての認識の高まり

ところが七〇年代後半になると、新たな問題が姿をあらわしはじめた。この時期、在日朝鮮人社会にはひとつの不可逆の変化が起こっていた。しかもそれは在日朝鮮人社会に関わるさまざまな主体に、これまでの認識を再検討するよう要請していた。この変化とは、在日朝鮮人の人口構造の変動、すなわち在日朝鮮人人口全体に占める二世・三世の割合の増加である。七〇年代後半期において、在日朝鮮人の二世・三世の人口は、在日朝鮮人人口の約八割を占めるまでになっていた。この事実、一世を軸とした思考を真剣に再検討する必要を突きつけるものであった。

こうした現状に対し、行政当局のなかからこれまでとは趣の異なる動きがあらわれた。それが一九七六年から七七年にかけて発表された、法務事務官の坂中英徳による「今後の出入国管理行政のあり方について」である。とくに七七年六月発表の「今後の出入国管理行政のあり方について（九）」^{★10}「5 在日朝鮮人の処遇」は、これまでの入管当局とは異なる認識が提示されたという点で、また在日朝鮮人の現状分析をもとに具体的な政策提言がなされているという点で、大きな反響を呼ぶこととなった。坂中はここで在日朝鮮人の「定

着化」が動かしがたい趨勢にあるとしたうえで、在日朝鮮人の法的地位を安定させることで最終的に「帰化」を促進することを提起したのである。これは力を通じて在日朝鮮人の数をできる限り減らすことで問題解決を図る従来の強硬路線に対し、行政府において在日朝鮮人の「定着化」という事実認識を基礎とした「ソフトな」路線が登場したという点で、人々に「定住化」の問題を避けて通ることができないだけでなく、それに対するこれまでとは別の取り組みが早急に必要であることを認識させた。朝研の所員である谷口智彦はこう書いている。

「当事者の生き方は、まさに「主体性」において、当事者によって考えられるべきものであるだろう。しかし誰もが確実な答を見出し得ないまま「在日」の既成事実化は進行し、彼らの日本人化を促進する日本社会の圧力には拍車が増えられ続ける——。この段階で唯一確固として公にされた解答があるとすれば、それが法務事務官坂中英徳の論文に象徴されるそれであるという事実には、いくらか注意をはらってもはらいすぎることはないのではないだろうか」^{★11}。

ここからわかるように、坂中論文の登場は間違いなく朝研の所員たちに対し、在日朝鮮人の定住化の問題に眼を向けるよう駆り立てたのだった。

在日朝鮮人二世・三世の割合の増加、日本への定住化という現実を受けた見解の登場を受けて、朝研においても検証が急がれた。検証を担ったのは、佐藤勝巳、和田純、内海愛子、谷口智彦、加藤晴

子らであった。朝研は一九七七年八月、『朝鮮研究』第一六九号において、「岐路に立つ在日朝鮮人問題(1)——在日朝鮮人の「定住化傾向」を考える」と題する特集を組んだ。この「岐路に立つ在日朝鮮人問題」は(7)まで続き、その特集とほぼ時を同じくして定住化論争が展開される。そしてその検証に対して梶村が疑問を呈し、定住化論争として展開するに至ったのである。

朝研が在日朝鮮人の定住化を問題にするに至った契機としては、前記坂中論文の登場のほかに、在日朝鮮人二世・三世のあり方、定住化の進行にどう対処するかについての議論が高まっていったことがある。たとえば、姜在彦による問題提起^{★12}が出され、これには同意も批判もともに寄せられた。このことは、この問題への強い関心の反映でもあった。佐藤勝巳によれば、これらはみな「帰国をせず日本に在留する朝鮮人・韓国人の内実のありよう」を議論したものであり、在日を前提にして在日朝鮮人の生きかたの内実を云々する。ことがタブーとされてきた状況を破ろうとするものであった。^{★13}

さらに、こうした議論が提起された背景には、おそらく在日朝鮮人問題をめぐる新たな私たちの社会運動・教育実践の試みが各地でなされはじめたことがあった。ここで「新たな」というのは、従来の動員型の運動とは異なる、「自立」というあり方を体現するような運動・実践——これは朝研のレーゾンドールでもある——のこのことを指している。たとえば、金嬉老裁判、日立就職差別闘争、その関係者によって結成された民族差別と闘う連絡協議会(民間連)の活動、日本学校に通う在日朝鮮人児童・生徒をめぐる教育実践(「本

名を呼び、名のる運動」や「民族学級」の試みなど)である。これらに共通するのは、民族団体やその友好団体などの組織的背景をもたない運動であったこと、運動・実践のなかで政治イデオロギーを相対化した現場重視の試行錯誤がなされたことである。たとえばこの教育実践は「日本人と朝鮮人が接していることからくる緊張関係の中で、両者が変わることを目指すものであった。この点で、「日本の学校にいる朝鮮の子供達を民族学校の戸口まで連れてゆくことが、日本人教師の責務である」というような考えとは異なっており、たしかに在日朝鮮人の定住化という現実に対応した、自立的な新しい運動であった。

こうして『朝鮮研究』の「岐路に立つ在日朝鮮人問題」の特集では、在日朝鮮人二世・三世自身の手による問題提起^{★15}、法務省・総連(在日朝鮮人総聯合会)・民団(在日本大韓民国居留民団、現在は在日本大韓民国民団)の「定住化」認識の検討^{★16}、統計を用いた現状分析^{★17}、関連資料の掲載、新たな社会運動・教育実践についての紹介^{★18}、報告や座談会がおこなわれた。このとき全体的な議論の基調は、総連・民団といった既存の民族団体の現状認識と取り組みが不十分であることを強調し、それと関連して「統一」よりも「定住(化)」を重視するものに傾いていた。^{★20} 日本朝鮮研究所における定住化論争は、このような思想的傾向が強まりつつあるなかで起こったのである。

3 定住化論争

論争の発端となったのは、朝研における一連の検討の総括として出された「自立した関係を求めて」と題する論文であった。この論文は『朝鮮研究』一七二号に掲載され、著者は、内海愛子、加藤晴子、佐藤勝巳、谷口智彦、和田純の五名の朝研所員(以下、五名)であった。それに対して『朝鮮研究』一七六号に梶村秀樹による反論が寄せられた。この反論は朝研所内での討議の一端を紹介したものであった。この梶村の批判に対して『朝鮮研究』一八一号で五名の反批判が寄せられ、それを受けて再び梶村が『朝鮮研究』一八五号で批判をするというかたちで論争は展開した。この梶村の二度目の批判が掲載された一八五号には、朝研運営委員会連名の論争終結宣言が掲載され、ここに一年あまりにわたって続いた論争は終わる。

論争当事者は、在日朝鮮人二世・三世が八割を占めるなかでの在日朝鮮人社会の複雑化、坂中論文に象徴される法務行政側の新たな動き、日本社会総体の民族差別の苛酷さについては認識をともにしていた。さらに、「在日朝鮮人自身の、新たな主体性(アイデンティティ)構築のための営為とともに、それと向きあえる日本人自身の営為の必要性が、今極めて重要な課題として、われわれの前に提起されている」という認識も共有されていた。^{★21}では、なに対立する論点だったのか。

論文「自立した関係をめざして」とその後の梶村批判の論文「朝

鮮統一は在日朝鮮人問題を解決するか」で、五名は次のように論点を出した。在日朝鮮人二世・三世が多数を占める現状において、既存の民族団体はそれに応えうる運動を展開できているのか、従来の「帰国」を前提にした運動の「建前」が日本での「定住」という「現実」によって崩れてきているのではないか、このような「建前」による限り「日本で生きる」在日二世・三世の生きかた(アイデンティティ)のあり方に対応する運動とはなりえないのではないかと。さらに五名はそれと関連して、日本人の運動姿勢を厳しく批判する。従来の在日朝鮮人運動にかかわる日本人の対応は「意図的であれ、善意であれ、利用・被利用ないしは相互利用の関係」にもとづいて成立していたのではないかと、本当に「自立した関係」を築くためには「言いたいことを言い合う」関係でなくてはならない、と。^{★22}そのような問題意識から五名は、「こうした民族団体とそれにおもねる日本人の間で、在日を前提とせざるをえない多くの朝鮮・韓国人達は、事実上民族団体から切り捨てられ、日本社会の圧倒的な差別と偏見のただなかに、孤立無援のまま、長年にわたり放置されてきた」と^{★23}と厳しく批判するのである。これをいいかえると、在日朝鮮人の定住化を視野に入れた運動がなされず、このまま民族団体が「本国志向」のみをもちつづけるなら、在日朝鮮人は定住化の現実のなかで朝鮮人としてであろうとすることが困難になるのではないかと、という疑問となろう。この批判が、先述した在日朝鮮人問題をめぐる新たな私たちの社会運動・教育実践の試みを肯定する立場からなされていることは明らかである。五名はここにのみ「建前ではなく本音の」とこ

ろで生きる人たち」というあるべき姿をみているのである（少なくともそのように読める）。そして五名の議論には「祖国」に関与する運動よりも「日本における」運動を重視すべきとの認識があったことも通読して明らかである。「自立した関係」をめざすのであれば、こうしたタブーとされてきた問題領域にも積極的に入り込み、言いたいことを言いあうべきである——。こうして「自立した関係をめぐり」論文では、次のような結論が出されることとなる。

「本気で帰国を考えているのであれば、自らが帰る国のありようを在日のあり以上に考えるのは、むしろ当然なことだ。逆に本気で在日しつづけるのなら、共和国や韓国のこと以上に、日本でのあり方をより真剣に模索するのは、これまた当然なことではなからうか。だからこそ民族差別が問題になるのだ」^{★24}

この議論は、変化する状況に対するひとつの真剣な問題提起としてあった。だがそれは、特定の社会運動への参与の経験にあるべき姿をみるものであったために、逆に、ある立場性を表明するという帰結をもたらした。

五名の議論に対して疑問を呈したのが、同じ所員の梶村だった。梶村は論文「自立した関係をめぐり」の結論部分に問題点が鮮明にあらわれているとして、次のようにいう。

「筆者たちは、いわば、今の時点で帰国するかに在日するかを意識的に二者択一すべきだと提唱しているわけだが、どちらとも最終的決断を下しかねるような日朝間の錯綜した状況のもとで宙づりにされ、苦悶してきたのが、解放後三〇余年の在日朝鮮人の生の不条理

でなかったか？」^{★25}

こうした現状認識は「意識的な定住」に対比される「事実としての定住」論と位置づけられた。梶村がこう現状把握したのは、それが在日朝鮮人のあり方（アイデンティティ）とも密接に関連するからであった。ここでポイントとなるのは「日本社会の中で、朝鮮人として生きる」というばあいの「朝鮮人として」の部分である。梶村にとって、五名による「日本でのあり方をより真剣に模索する」という提起自体は意義あるものであった。だが梶村は同時に、そこに在日朝鮮人の「祖国」とのかかわりを断つてしまう力学を感じ取った。梶村は日本社会の中で朝鮮人として、生きるというばあい、この「朝鮮人として」のなかには「共和国や韓国のこと」が入っていることを確認する。そしてそれは政治的関心からの本国への関与だけでなく、「肉親との交流や文化や価値観への関心やそして日本に住みながらも本国での政治動向（統一動向等）に心をわずらわすことなどのすべてをひっくるめ」^{★26}たものである。

「皮相な政治的関心だけが本国への関心のすべてではない。また、もしも統一が実現されたなら、それだけでも在日朝鮮人を「民族」から逃げたくさせかねない二番目に大きな要因（一番目はいうまでもなく日本社会の民族差別）が消滅するという意味で、本国の政治的動向が究極的には在日朝鮮人個々人の生活の規定要因でもある。／この意味でも、在日朝鮮人は「日本で」と「朝鮮人として」という二匹の兎を同時に追わねばならない存在である。それは、モラルの問題ではなくて、事実のレベルの問題である」^{★27}

梶村の主張は、五名の主張が本国か日本かとの「二者択一」を迫るものであり、それは在日朝鮮人の主観的意識においても客観的現実においても正しくない、というものであった。このような主張をみると、梶村の「全朝鮮史的視点」が同時代の現状把握にも反映されていることがわかる。したがって梶村のいう「事実としての定住」とは、二者択一論に対する現実的根拠の提示という性格をもつものだった。さらにそうした認識をもつことは梶村にとって、日本人が在日朝鮮人に対してどのように構えるかという主体形成の問題でもあった。

「日々の生活に追われ意識的な選択の機会さえもない人々に」「あなた方は実は意識的に定住しているのだ」ときめつけることから何かが生まれるとは思わない。なすべきことは、哲学的でない、実質的な意味での自由な選択の可能性を少しでも拡大する努力をすることであろう。それはしかし、もちろん、日本と南北朝鮮の政治経済状況ともかかわっている。^{★28}

五名が「在日朝鮮人の意識空間を日本社会の中のみに限定させるような結論」^{★29}を下したことに對して、梶村はここで選択の「条件」を問題にしている。五名の現状認識と提言は、在日朝鮮人の母国との連系を見逃しているだけでなく、それを実際に保ち続ける在日朝鮮人の「実質的な意味での自由な選択の可能性」をせざるものだと、梶村は考えたのである。日本人としてなすべきは、こうした生活の次元も含めた在日朝鮮人のあり方を事実・実態に即して理解し、いたずらに当為をいうのではなく、「自由な選択の可能性」を少しで

も広げていく努力をすることなのである。

もうひとつの論点は、在日朝鮮人にとっての統一のもつ意味をめぐらものである。これは生活と運動という点にもかかわっていた。梶村の最初の批判に對し、五名は「定住化の議論も必要だが統一のほう为主要課題というならば、本当に定住化の問題までも視野に見とおした統一論議が同じ論者によって展開されるのを聞きたいと思う」^{★30}と要求した。これは、半ば誤解であった。なぜなら梶村は定住化の議論と統一の議論のどちらに重きを置くべきかという問題設定をしておらず、両者を分離することが在日朝鮮人を論じるにあたっては不適切だといっているからである。ただ「定住化の問題までも視野に見とおした統一論議」という部分については、梶村は五名の批判にこたえた。「朝鮮統一は在日朝鮮人問題を解決するか」^{★31}との五名の問いかけに對し、梶村は「そんなあらつぽい議論をしたことがない」としつつ、「統一すれば自動的に差別がなくなるなどということではないのはいうまでもない。しかし、統一は、どんな形の統一であれ、差別との闘いにとつて有利な条件を生み出し、その限りでの不利な条件を消滅させることも明らかである」^{★32}と主張している。朝鮮統一よりも定住にかかると問題が重要、との判断に對して、統一は「自由な選択の可能性」を広げる不可欠の条件であるという認識であった。二者択一論はこの点でも排除されている。

ここで重要なのは、梶村が在日朝鮮人にとつての統一への関与を二つの側面からみていることである。ひとつは本国の統一運動への

直接参与である。「在日朝鮮人は、自からの生活にも影響をもつことであるがゆえに、本国の統一問題に切実な関心を寄せざるをえない」のであり、それはつまり、本国の状況と生活のつながりという観点からすれば「当面の主要な政治課題が統一である」のだという^{★33}。ただどのような統一かによって状況も変わってくるが、そのうち「最も良い統一の可能性を選択しようというのが、在日朝鮮人の立場」だという^{★34}。五名には政治的統一という部分しかみえていなかったかどうかは不明だが、梶村にとつては、本国の動向が在日朝鮮人の生に直接・間接に関連するがゆえに、それに参与せざるをえないのが在日朝鮮人なのであった。梶村の批判は、五名が「本志向」といった極度に単純化された政治的意味での統一運動に在日朝鮮人運動を局限することに對するもので、そこから梶村の運動観を讀み取ることができる。梶村にとつて「本志向」「在日志向」という把握は、統一運動を含む在日朝鮮人運動を総体として理解するにあたつては不適切なのである。

もうひとつの統一とは、在日という場での統一のことである。この点は五名の論文ではまったく出てこない観点であった。では在日の統一とは具体的にになにか。

「在日の場での統一運動とは具体的に、「日本社会で在日朝鮮人として生きる」ことを妨げる共通の障壁との一つ一つの具体的闘いのつみかさねからはじまることにはかならない。〔……〕あらゆる在日朝鮮人にとつて多かれ少なかれ障壁が共通のものとしてあるかぎり、個々の具体的問題領域における統一の可能性はあるはずであ

る。そうした在日朝鮮人の独自の努力が日本の生活の場において蓄積されていることが、ある程度は在日朝鮮人とはかかわりなしに進行的にゆく本国の統一問題のいかなる展開に對しても、即応している基盤となるものであろう」^{★35}。

そして、それは梶村にとつて、既存の民族団体も新しい社会運動も含めた統一運動だった。たしかに民団、総連ともお互いの足をひっぱりあう状況はあるけれども、底流ではそうではないとして、梶村は次のようにいう。

「しかし、さらに考えてみれば、こういう政治状況が表面をおっている下でも、末端では、民団でも、総連でも、それぞれ別個に、そして期せずして同じような、貴重な営為も数多く行なわれているように思う。私は、日本人として、そういう在日の場での統一への思考をはらむ底流に沿って歩むべきだと思う」^{★36}。

民族団体を固定化した主体ととらえる思考からは、こうした観点は出てきようがなかった。ここには梶村の行為主体をめぐる思考がよくあらわれていた。日本社会で朝鮮人として生きることを妨げる障壁との具体的闘いという共通項、これが在日朝鮮人の統一の媒介となる。こうした共通項を志向性ととらえれば、それは在日朝鮮人の団体・個人のどこかに必ず存在している。梶村のいう「底流」とは、こうした主体認識をもとにして把握可能となる。このようにみると、五名にはなかった梶村の対象・主体把握の特徴とは、認識対象の固定化を相対化できた点にあったといえよう。既存の運動のオルタナティブを確立する志向を梶村がもたなかったのは、その主体

認識の論理的帰結であった。

最後の論点は、「自立した関係」のあり方、すなわち日本人と在日朝鮮人の関係のあり方をめぐらるものであった。この「自立」というのは、「日本人の立場で日本人の責任において」研究を進めるという朝研の姿勢をあらわす言葉だった。したがって、ここでの自立をめぐる思想の分岐は、朝研の思想的基盤を問い直すことにも関連していた。梶村はここでも、主体を固定化してとらえることを拒否する。

「われわれは、いうまでもなくままでの在日朝鮮人と日本人との関係を問題にするのである。自立とはもちろん、自分の頭で考え、自分の責任で行動するということだが、現実には在日朝鮮人は日本社会にとりまかれて生活してきており、われわれが出会うのは、つねに自立しきつた人々ではなく、そういう状況の中で自立をめざして悪戦苦闘している人々である。〔……〕問題は、お互いに〔……〕問題点をかかえている日本人と在日朝鮮人の、まして関係、なのである。それぞれ自立してから関係しあえばいいというわけにはいかないのが現実である」^{★37}。

主体を固定化した所与の存在ととらえるならば、認識される主体は目標に至るまでのプロセスにあることが忘却される。梶村はここに日本社会の強いる苛酷な状況のために全的人間となることを妨げられた、しかし自立を求め悪戦苦闘する生成途上の主体として在日朝鮮人をとらえており、関係とは状況に対峙する主体同士が実践のなかで創造していくものとしてとらえているのである。五名のいう

自立が「前提としての自立」であるとするならば、梶村のいう自立は「目標としての自立」と名づけることができよう。アイロニカルに聞こえるかもしれないが、梶村にとつての自立とは人間相互の関係のうちには見出せないものだったのである。この自立をめぐる梶村と五名との認識の分岐をみると、主体把握という点でこの論争が今日においても思想的に重要な意義をもっていることがわかる。

その後、朝研は、佐藤勝巳が「北朝鮮批判」の姿勢を強めていき、多くの所員が去ることで、その性格を変えていく。この論争の一方の当事者である五名のうち、内海愛子と和田純を除き、佐藤勝巳、谷口智彦^{★38}、加藤晴子^{★39}は政治的・思想的に右傾化する。この論争における「自立」をめぐる認識の相違だけから、こうした政治的立場の旋回を論じることは乱暴かもしれないが、定住化論争が「岐路に立つ在日朝鮮人問題」を論じる朝研そのものの「岐路」でもあったことは間違いない。梶村は七九年末、朝研を去っていった。

三 定住化論争、その後

1 「二重の課題」——在日朝鮮人運動史研究

梶村の思想的軌跡に即してみると、朝研における定住化論争

は、梶村の在日朝鮮人論の一里塚となったことがわかる。その後の梶村は、定住化論争での争点に対して、それをより深く追究し、具現化していったからである。まず注目されるのは、在日朝鮮人運動史研究へのコミットである。これまで梶村は、金嬉老公判対策委員会の活動のころから在日朝鮮人の日本渡航史などに関心を向け論考を発表していたものの、^{★40}在日朝鮮人運動史の研究は手薄だった。一九七六年六月に朴慶植が数名の有志とともに組織した「在日朝鮮人運動史研究会」の常連参加者となり、また書評というかたちで他の研究に対して自身の見解を示すなど、^{★41}梶村はすでに在日朝鮮人運動史に関心を寄せてはいたが、定住化論争以後、講演という形式でその構想をかたちにしていく。この研究において梶村は、在日朝鮮人運動における「二重の課題」という重要な視角を提示した。

梶村によれば、解放前から解放後にかけて在日朝鮮人運動は常に「二重の課題」を負ってきた。「二重」というのは、一つは、朝鮮本国における民衆の運動と何らかの意味で一体になって、大きな意味で朝鮮の解放運動の一環を日本において担う」ということ、もうひとつは「ほかならぬ日本での様々な差別・抑圧にさらされながら生活していく基本的な生活権を守るための、在日の生活と人権のための闘い」というきわめて具体的な課題」であった。^{★42}たとえば、戦前の在日朝鮮人労働総同盟（在日朝鮮労総）も、在日の生活上の権利を守ると同時に、政治的な課題、つまり在日無産階級の立場からみでの独立の問題に取り組んでいた。在日朝鮮労総から日本共産党系の全協への合同が起こったあとも、在日労総の時代の末端組織がその

まま変わらず引き継がれているところが意外とあり、表面上からすると組織形態の大転換だったにもかかわらず、末端の分会レベルの活動からみれば在日朝鮮労総時代とそうちがってはいないというところもあつた。つまり末端レベルでは「二重の課題」は制約を受けつつも追求されていたのである。^{★43}

戦後においてもそうした「二重の課題」は追求されていた。^{★44}梶村は、その運動には「事実としていろんな意味で、直接に意識されない場合も含めて、否定しがたく本国の事情が響いている」と^{★45}とした。分断状況が運動の規定条件のひとつとなっているということである。こうして梶村は、「二重の課題」が各段階・各時期においてどのようにかみ合っていたかをめぐって、在日本朝鮮人連盟（朝連）から在日朝鮮統一民主戦線（民戦）、総連にかけての運動史を、民団の動向も視野に入れつつ具体的にみていった。また日本社会との関係については、戦後日本社会の大きな変化が在日朝鮮人の生活条件をどう変えたか、それに対して在日朝鮮人運動がどう主体的に対応したかを考える必要をいいながら、日本のマイノリティとは異なる独自の面をみる必要をも主張している。^{★46}最後に重要なこととして梶村は、「民衆の日常生活の中で（……）、一世たちの文化が、公的な教育や、家庭をはじめそうでない機会を通じてどのように受けつがれてきたのかこなかったか、その実態はどうだったのかという基準から、ずっと解放後の変化を追跡していく」必要があるとしている。それは「運動に即していえば形式的な意味でないそういう人間的な文化が、困難な状況の中でも、どれだけ大事にされてきたか

という視点」となる。^{★47}

ここでは梶村の在日朝鮮人運動史の具体的な分析を検討する余裕はないが、こうみると、定住化論争での論点に歴史の根拠をもつてこたえるべく、梶村が在日朝鮮人運動史研究を深めていったという側面がみえてくる。歴史と同時代の連続性、運動史と生活史の統合、本国と日本における運動の連続性、これらを明らかにしようとする梶村の姿勢がみてとれる。梶村が定住化論争で明確化した二者択一論批判は、在日朝鮮人運動の「二重の課題」というとらえかたにも反映されているのである。この「二重の課題」は、今日の在日朝鮮人運動史研究においてもしばしば参照され、実証をとおして吟味される重要な基本的視角にもなっている。^{★48} そのことは、定住化論争がいまだ過去のものになってはいないことの反映でもある。

2 神奈川県内在住外国人実態調査

梶村は在日朝鮮人運動史についての講演会において、興味深い指摘をしている。彼は一九五七年に書かれた、五〇年代における在日朝鮮人の生活実態についての朴在一の研究『在日朝鮮人に関する総合調査研究』^{★49}をあげながら、「六〇年代以降については、似たような調査を在日朝鮮人の運動体が、あるいは日本政府サイドはなおさら、あまりおおよけにしていない」とし^{★50}、運動の背景をなす社会経済状態についての研究が欠如していることを問題視したのであ

る。それは、高度経済成長下の日本の経済構造の変動がどのように在日朝鮮人の生活実態に反映しているかを、いまだだれも明確につかんでいないということを意味していた。

こうした状況に対し、実態調査に向かうひとつの動きがあらわれた。きっかけは長洲一二神奈川県知事が「民際外交」のスローガンを掲げたことであった。それを受けて、川崎の市民集會での在日朝鮮人の発言などから、まず「内なる民際外交」として行政が取り組まなければならぬ、と発展していき、そのためには説得力のあるデータを持とうと県庁の熱心な部分が本気で動きはじめた。^{★51} その後、神奈川県国際交流課の努力で調査実施の見通しがつき、梶村らに在日朝鮮人「問題」に精通する者たちに白羽の矢が立ったのである。こうして八三年四月、神奈川県内在住外国人実態調査委員会が結成され、金原左門（委員長）、石田玲子、小沢有作、田中宏、梶村秀樹、三橋修が委員となった。こうして、調査のための勉強会、予備調査を経て、八四年八月から九月にかけて神奈川県内の在日朝鮮人、在日中国人の実態調査がおこなわれた。このような調査が地方自治体の委嘱によっておこなわれたことは、全国的にみても戦後初めてであり、しかも、在住外国人の人権を尊重するという趣旨でおこなわれたということは、これまでになかった。^{★52}

調査は県内在住の朝鮮人、中国人のなかから二〇歳以上の人を無作為抽出するかたちで、民族的政治生活には原則的に立ち入らず、自治体に必要な教育・就職など日常生活上の項目にしばっておこなわれた。^{★53} 調査には、調査員として朝鮮問題をまじめに考えて理解

しようとする日本人という基準で一〇〇名もの人が協力したという。^{★54} また、この調査は細心の注意を払って実施された。三浦泰一・三橋修・安岡千絵里・梶村秀樹が参加した調査後の座談会では、次のようなエピソードが語られている。

三浦 三橋さんが、調査の際は事前に電話をかけないで、かならず直接訪問してくれと言ったでしょう、これがかなりきつかったですね。昼間はほとんどいないわけで、電話をかけたいた誘惑はあったけれど、彼ら〔調査員たち〕はそれを忠実に守って、よくやつてくれましたね。

三橋 それは、過酷な注文なんですよ。だけど、直接に顔をあわせてきちんと調査の意図を説明し、調査員とのつかの間だけでも、血のかよった関係ができないと、回答率はもつと下がってしまうんです。だからぼくは、過酷な条件を三つ出したわけです。電話をかけずに訪問してほしい、そして家を探し出すのに交番や近所のひとに聞かないでほしい、と。それは、もしかしたらそのひとは朝鮮人であることを隠して生活しているかもしれないでしょう。もう一つは、留守でも三度まで行ってくれ、と。これらの注文は、お金で結ばれた関係では成り立ちません。^{★55}

さらに、その調査態度は調査員一人ひとりに、観念的でない、なすべき課題を残した。

安岡 さまざまな運動を通してつき合う在日朝鮮人は多いわけですが、そのひとたちはそれなりに自覚的なひとたちですから、普通の生活を営んでいる一般の朝鮮人がなかなか見えなかった。日本人の場合でもなかなか家の中まで入っていくことはできないのですが、それを今回、家の中に入ってから突っこんだ話を聞けたわけで、そういう体験は初めてでした。

梶村 近所に朝鮮人が住んでいたことも知らなかった、気づかなかったということだったのが、実際に会ったわけですから、調査員の中にそうとうのものを残していったと思います。その気持ちの蓄積が一つの財産といえるかもしれない。^{★56}

このように、この調査は、在日朝鮮人という存在が社会運動や民族団体との交流のなかで見えていなかった状況に、一石を投じるものでもあった。「見えない外国人」とその生活が見えたのである。それは梶村にとつても、個別具体的な人間同士の付き合いのなかから関係を紡ぎだしていく必要を再度示してくれる経験となったにちがいない。

調査の結果、在日朝鮮人の生活の実態がかなりの程度明らかになった。何よりもまず、生活のなかの深刻な民族差別の実態が明らかになった。なかでも在日朝鮮人の差別体験は学校のなかでのものが最も多く、全体の六割にも及ぶという深刻な事実が表に出てきた。さらに生業についても、在日朝鮮人には零細な自営業者が多く、被雇用者のばあいも大企業は相変わらず門を閉ざしているため、就業

先が零細な中小企業や同胞の企業に集中しているという事実が明らかになった。^{★57} そのほか、本名を名乗ることや教育、外国人登録の運用実態についても問題は深刻であった。「外国人差別は昔の話では決してない」^{★58} のであった。

この調査では、在日朝鮮人、中国人の意識、主体性についても明らかになった。実態調査では、大項目ごとに分析の担当者があてられたが、この「(5) 民族的アイデンティティに関する事項」のうち、梶村は「2. 祖国とのつながりとアイデンティティ」の項の分析を担当した。調査は被調査主体の置かれた状況を細かく分けておこなわれた。在日朝鮮人のなかでも朝鮮籍、韓国籍、さらには配偶者が同胞か日本人か、民族学校出身者か日本の学校出身者か、多住地域型居住者か分散地域型居住者かなどである。こうして慎重に検討した結果、それぞれの置かれた状況において違いがあるにも関わらず、全体として回答者の多くが「少なくとも主観としては、民族的なものへの指向をかなり強く表明して」おり、かつ「血縁や往来を通じての母国との紐帯も、一部で論議されているほど全く断たれているわけではない」^{★59} ことが明らかになった。こうした結果を受けて梶村は、「在日韓国・朝鮮人、中国人の大多数は、こうした地域社会の差別と偏見がもたらす困難に安易に屈服するのではなく、これと向きあいつつ自分を失わずに生きなければならぬと感じている」とし、「日本に定住するなら日本国籍をとった方が何かと便利ではないかと軽率に判断するのでなく、このことの意味を深く理解する必要がある」^{★60} と主張した。そのうえで、「こうした定住外国人とし

ての実存的真実をあるがままに認め、尊重する観点に立つことが、さまざまな施策を考える出発点」であり、「まず認識体系の中に定住外国人範疇を確立することが大前提なのである」^{★61} とした。

梶村秀樹の在日朝鮮人論の金字塔である「定住外国人としての在日朝鮮人」は、このような経緯を経て誕生した。定住化論争での自身の主張が実態調査で得た確固たる事実によって確認され、論考としてかたちを得たのだといえよう。

3 定住外国人と「国境をまたぐ生活圏」

一九八五年、梶村は雑誌『思想』に「定住外国人としての在日朝鮮人」を発表した。指紋押捺拒否運動が高揚しているさなかであった。梶村がこの論文を提出したのは、当時の在日朝鮮人をめぐる言論の傾向に対する不満があったからであったと思われる。このとき論壇では日本社会の閉鎖性が問題視されるとともに、国際化を目指して単一民族国家の観念を打破しようという動きがあらわれていた。梶村はその原則的立場については承認・肯定したが、一方でその内実が「定住外国人」の「定住」の部分に力点を置くものであり、「マイノリティ」・「少数民族」概念の機械的採用のように、日本国家からみでの等質性の範囲内に日本社会の課題を限定してしまう傾向にあることを憂慮した。^{★62} 「定住外国人としての在日朝鮮人」は、こうした背景のもと、それに対する梶村の批判的介入という性格を

もつ論文であった。

梶村はまず、在日朝鮮人の歴史的形成過程を日本の朝鮮植民地支配に求めてその構造を説明する。そして「我々は、ともかく、かつての日本帝国主義の植民地統治が、在日朝鮮人の多くをして、国境をまたぐ生活圏を形成させてしまっているという事実から出発する以外になく、歴史的事実を強圧的に抹殺することはできない」と主張した。⁶³つまり「国境をまたぐ生活圏」の概念は、在日朝鮮人の置かれた現状の歴史的根拠をもとに、日本の植民地支配責任と戦後責任を問うものとして立ちあらわれる。さらにこの「国境をまたぐ生活圏」の存在は、在日朝鮮人が祖国・故郷との紐帯を存続させ、在日朝鮮人における民族文化を保持する根拠ともなっている。

さらに梶村は、「定住外国人」の「定住」の側面だけを強調する見解を退けつつ⁶⁴、その「外国人」であろうとする実存的根拠の存在を指摘する。たとえ故郷との紐帯があるとしても、それだけでは「定住外国人指向」を説明しつくすことはできない。梶村は「実存を全体的に意識化していけばいくほど、民族に背を向けて日本に帰属することが正当だ」という論理は定立しがたく、民族に背を向けないで日本に帰属することは不可能であり、イデオロギーの如何を問わず、何らかの意味で、恥かしめられた民族的価値の回復を志向せざるをえない客観的条件が存在する⁶⁵」として、在日朝鮮人が「朝鮮人として」つまり「民族として」生きようとする志向の正当性を確認する。それは「本国」か「日本」か、「帰国」か「帰化」か、という二者択一論への批判となる。⁶⁶

ここで梶村は興味深い指摘をしている。それは国家のあり方についての指摘である。今日においては、国家や民族というもののイデオロギー性・虚構性が強調される傾向にある。そこでは国民・民族は、認識主体にとって単に客体として立ちあらわれるほかない。だがわたしたちは、梶村の国家観がこのベクトルを逆転させるものであることを知る。そこでは人民（民衆）はただ客体であることを乗り越える存在、すなわち主体であることが強調される。

「朝鮮における国家は、固定不変の枠組をもつて人民に一方的忠誠を強要するものであるよりは、むしろ人民が主体的に創造・変革していくべきものとしてあり、符号は、逆に国家↑人民である。ことに「あるべき統一民族国家」は、文字通りこれから人民の英知によつて創つていくべきものである」⁶⁷

もちろんこのベクトルは、国民国家というものの性格上、常に一方のベクトルをもつものではなく、状況によつてゆれ動くものにはある。ただ梶村はここで、客体ではなく主体として人民（民衆）をとらえることによつて、逆に国家というものを相対化することに成功しているのである。したがって、梶村にとって民族は国家と同一視されないものである。

「在日朝鮮人が日本に定住しつつも日本国家への帰属を否認するとき、それを裏返した観念は、日本側が神経を尖らせるような現にある南北いずれかの国家への忠誠観念では必ずしもなく、一般的には、国家への帰属意識というよりは、全体としての民族への帰属意識、南北と在日等をひっくるめて苦難と闘う民衆との一体化の希求

と表現した方が適当なものとしてある。強力な母国の保護を受けてこれに依存して生きていこうというのではない。民族の一員としての実存を意識化していけばいくほど、苦難を克服しようとする母国民衆の課業に主体的に参与していこうとする意識に、到達せざるをえないのである。それは、真の意味の「国際性」ともかえって矛盾する意識ではない。^{★68}

ここにも梶村の「全朝鮮史的視点」をみてとることが出来る。梶村はこの論文で、在日朝鮮人の歴史的形成過程における日本の歴史的責任の必然性を導出し、日本の植民地支配によって形成された「国境をまたぐ生活圏」という概念を提起することによって、在日朝鮮人が日本に居住しながらも外国人として、つまり朝鮮民族として生きることの必然性を示した。これは大槻和也^{★69}もいうように、日本で生存権を保障される権利と朝鮮人として生きる権利の歴史的根拠を別決したものととして、今日においても参照されるべき重要な視点である。在日朝鮮人のイデオロギーいかんにかかわらず、日本の歴史的責任の問題として、この二つの権利は保障されなければならないのである。梶村のいう定住外国人とは定住と外国人の双方についての歴史的権利を示すものとしてあった。とくにこの時期の日本の言論状況への介入として、それは「外国人」の側面を強調するものとなっていた。このことは、この時期、梶村が「階級」と「民族」のうち「民族」をあえて強調していたこととも関連している。^{★70}別の側面からみれば、梶村が「在日朝鮮人について知るには南北朝鮮についての知識と理解が不可欠である」と主張した背景には、^{★71}在

日朝鮮人が本国の政治状況と無関係ではあり得ないと認識とともに、こうした定住外国人が生きる「国境をまたぐ生活圏」という現実、統一を志向する主体的な「民族」についての認識があったのである。

むすびにかえて

これまでみてきたように、定住化論争とその後における梶村の問題提起というのは、在日朝鮮人のあり方をめぐるものであるとともに、きわめて日本人のあり方を鋭く問うものであった。その特徴は、自己の觀念のなかに在日朝鮮人という存在を閉じ込めることを拒否し、あくまでその存在の歴史的根拠をとらえるなかで、民族間関係を展望しようとするものであった。「国境をまたぐ生活圏」は歴史的に形成された現実としてあるのであり、それゆえ梶村にとつて在日朝鮮人を日本の「マイノリティ」・「少数民族」としてのみ位置づけることは不適切なのであった。それは、日本人・日本社会にとつての課題に在日朝鮮人の課題を従属・吸収させてしまうことへの抵抗だった。「民族」の問題、在日朝鮮人と本国との繋がりの実態は、日本人の他者をめぐる觀念性に対して省察を促すものとなるはずだった。だが、梶村が「定住外国人としての在日朝鮮人」を発表したのち、日本では「民族」を虚構だとする思考方式が当然のように議論の前提となつてゆき、事実として存在するはずの「民族」の問

題を肯定的に語ることは困難となった。日本ナショナリズムと朝鮮ナショナリズムの違いは知識人の観念のなかで捨家され、両者に共通性が見出され否定の対象とされたのである。現在においても、そうした「民族」をめぐる日本の思想状況は続いている。

一方、梶村の「国境をまたぐ生活圏」概念の提起は、生活圏を分断しようとする国家権力への批判を伴っており、そうした国家意志を支える日本の民衆レベルのナショナリズムへの批判をも内包していた。先にふれたように、梶村は朝鮮における国家は「国家↑人民」のベクトルをもつ、人民の創意によって創造されるものと考えていた。逆に日本政府当局者の発想は一方的な「国家↓人民」の関係としてのみ観念されており、人民は国家に忠誠を尽くすべき存在として指定されていると主張した。こうした観念によれば、在日朝鮮人の「国境をまたぐ生活圏」は、「いずれかの現存国家の枠内に整理してむりやり封じこめられるべきものとなってしまう」^{★72}のである。こうした梶村の国家主義批判は、入管闘争のころからの持論であった。梶村にとって入管体制に反対するということは、「国境のなかでのイデオロギー管理」に対決するか否かの問題であった。つまり「国家意志を越えた人民の交流を総体として確保していなければ、国境の枠のなかだけで思考していることによって形成される思考は、いかに主観的にラジカルであっても、客観的には排外主義的なものに転化してしまうという容易ならぬ被害を受けることにある」^{★73}のである。

本論文を締めくくるにあたって考えてみたいのは、「民族」の幻

想を唱え自己の意識のなかではナショナリズムを克服していると観念している者たちが、梶村のこうした批判から自由であるかということである。たとえば今日、日韓の市民同士の友好関係は、一進一退はありながらも順調に築かれているようにみえる。だがそのことが「国家意志を越えた人民の交流」として十分であるかどうか。国家意志によってそこから排除されているのはだれか。国境を容易に越えることができるのはだれで、逆に国家意志によって国境を越えることを拒否されるのはだれか。もしこうした問いにこたえられないならば、わたしたちがいかに国境・国家意志から自由な存在だと自己を観念しようと、国境の枠内に人々を閉じ込めるイデオロギーにからめとられていることを意味しているのではないか。そのように考えると、梶村の「国境をまたぐ生活圏」概念の提起と、それを分断する国家意志、入管体制への厳しい批判は、今日においてもその思想的意味を失っていないように思われる。

最後に、定住化論争のなかで梶村が「私は、日本人として、そういう在日の場合の統一への思考をはらむ底流に沿って歩むべきだと思ふ」と述べたことは先述したが、その意志は八〇年代に燎原の炎のように燃え広がった在日外国人の指紋押捺拒否運動への自身の参与として結実化する。この指紋押捺拒否運動と梶村の関係については、稿を改めて論じることとしたい。

註

- ★1 宮田節子・朴慶植「対談 近・現代史の渦中で」朴鉄民編『在日を生きる思想——『セヌリ』対談集』東方出版、二〇〇四年、一六頁。
- ★2 和田春樹「日本朝鮮研究所を考える」和田春樹・高崎宗司「検証 日朝関係60年史」明石書店、二〇〇五年。
- ★3 大槻和也「国境をまたぐ生活圏」概念の起点——梶村秀樹による金婚老裁判への関わりを手がかりに』『次世代人文社会研究』一三号、東西大学校、日本研究センター、二〇一七年。
- ★4 宮田節子「梶さんと出逢ったころ」梶村秀樹著作集「別巻、明石書店、一九九〇年、一一一頁。
- ★5 梶村秀樹「排外主義克服のための朝鮮史」平凡社、二〇一四年、六五頁。
- ★6 滝沢秀樹「『内在的發展論』と『内在的視角』——『梶村秀樹著作集』第三卷「近代朝鮮社会経済論」第五卷「現代朝鮮への視座」によせて」『歴史としての国民経済』御茶の水書房、一九九六年、一九一〜一九二頁。
- ★7 道場親信「戦後日本の社会運動」岩波講座 日本歴史 第一九巻 近現代5 岩波書店、二〇一五年。
- ★8 同上、一二七頁。
- ★9 津村喬「歴史の奪還——現代ナショナリズム批判の論理」せりか書房、一九七二年。
- ★10 坂中英徳「今後の出入国管理行政のあり方について(九)」『外人登録』二二二号、一九七七年六月。
- ★11 谷口智彦「つきつけられた課題」『朝鮮研究』一七一号、一九七七
- 年一〇月、一頁。
- ★12 姜在彦「在日朝鮮人の六五年」『季刊三千里』八号、三千里社、一九七六年二月。なおもう少しあとのことになるが、飯沼二郎らによる「第三の道」論は、在日朝鮮人のあり方についての問題提起として話題を呼んだ。金東明・飯沼二郎「在日朝鮮人の「第三の道」『朝鮮人』一七号、朝鮮人社、一九七九年八月。金時鐘・日高六郎・大沢真一郎・鶴見俊輔・飯沼二郎「第三の道」をめぐって『朝鮮人』一八号、一九八〇年四月。
- ★13 佐藤勝巳「解き放たれたタブー」『朝鮮研究』二六九号、一九七七年八月。
- ★14 編集部「岐路に立つ在日朝鮮人問題」に関する文献解題『朝鮮研究』一七一号、五八頁。
- ★15 裏重度「『定住化傾向』を語るまえに——ある在日二世の葛藤」『朝鮮研究』一六九号、一九七七年八月。朴聖圭「自分の国」を求めて——わが祖国の統一はカルチュアショックに耐えるか』『朝鮮研究』一七〇号、一九七七年九月。金珉済「差別の構造を見ずえる処に統一の展望がある」『朝鮮研究』一七〇号。
- ★16 和田純・内海愛子「岐路に立つ在日朝鮮人問題(1)——法務省・総聯の「定住化」認識」『朝鮮研究』一六九号。佐藤勝巳「民団著「なにか問題なのか」を評す——民団の「定住化」認識をさぐる」『朝鮮研究』一七〇号。和田純「総連の「定住化認識」(下)」『朝鮮研究』一七二号、一九七七年一月。
- ★17 「在日朝鮮人人口と日本生れの比率」『朝鮮研究』一六九号。「帰化」『朝鮮研究』一六九号。「日本人と在日朝鮮人の結婚」『朝鮮研究』一六九号。
- ★18 こうした教育実践の草分けとなったのは、湊川高校などにおけ

る、日本の公立学校に通う在日朝鮮人生徒をめぐる教育実践である（金時鐘「民族教育への——私見」『朝鮮研究』一七一号、一九七七年一〇月）。つまり、これら新しい教育実践は解放教育と軌を一にするものであった。その後、大阪でも「日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会」の運動が生まれた。同会は七一年に大阪で発足し、日本の公立学校に在籍する在日朝鮮人児童生徒と父母を軸に置いた教育実践と、そうした教育にかかわるさまざまな問題に取り組んだ。杉谷依子によれば、同会は「ただ酒をのみず、どんなに苦しくとも、運営費は会員のカンパによる」、「いかなる運動体とも、問題ごとに関をくむことはあつても、その傘の下に入ることはせず、常に運営委員会にはかゝることを原則とした（杉谷依子「子らをみつめつけて」『朝鮮研究』一七一号、一九七七年一〇月、八頁）。ここから「自立」の原則を守る姿勢をみてとることができる。七五年には「大阪市外国人教育研究協議会（市外教）」が発足し、その後、府内の他の市での夜間中学をはじめとするさまざまな教育実践が生まれていった。また、東京都や神奈川県においても教育実践が開始された（鈴木啓介「はげましはげまされながら」『朝鮮研究』一七一号、一九七七年一〇月、および在日朝鮮人生徒の教育を考える会・都立高等学校同和教育研究会編『日本人教師にとわれているもの』在日朝鮮人生徒の教育を考える会、一九七六年、社会福祉法人青丘社『共に生きる』一九八四年を参照）。

★19 稲垣有一・稲富進・扇田文雄・杉谷依子・乾昇二郎「子どもを軸にかかわり続ける——七・四共同声明を受けて」『朝鮮研究』一七〇号。

★20 このことは、必ずしも『朝鮮研究』の編集部が統一そのものを軽

視しているということの意味するわけではない。「岐路に立つ在日朝鮮人問題②」の副題が「統一を考える若い世代」とあるように、「定住化」という部分に力点が置かれ、従来の民族団体の統一観への批判といった含意が議論の基調にあつたという意味である。

★21 編集部「論争終結に当って」『朝鮮研究』一八五号、一九七八年二月、四七〜四八頁。

★22 内海愛子・加藤晴子・佐藤勝巳・谷口智彦・和田純「自立した関係をめざして」『朝鮮研究』一七二号、一九七七年一月。同「朝鮮統一は在日朝鮮人問題を解決するか——梶村氏の批判にこたえて」『朝鮮研究』一八一号、一九七八年八月。

★23 前掲、内海・加藤・佐藤・谷口・和田「自立した関係をめざして」三〇頁。

★24 同上、四〇頁。

★25 梶村秀樹「本誌一七二号論文に対する私の意見」『朝鮮研究』一七六号、一九七八年三月、五四〜五五頁（『梶村秀樹著作集』第六巻所収）。

★26 同上、五六〜五七頁。

★27 同上、五七頁。

★28 梶村秀樹「再び本誌一八一号論文に対する私の意見」『朝鮮研究』一八五号、一九七八年二月、三八頁（『梶村秀樹著作集』第六巻所収）。

★29 同上、三七頁。

★30 前掲、内海・加藤・佐藤・谷口・和田「朝鮮統一は在日朝鮮人問題を解決するか」六三頁。

★31 同上。

★32 前掲、梶村「再び本誌一八一号論文に対する私の意見」四一頁。

- ★33 同上、四二頁。
- ★34 同上、四三頁。
- ★35 同上、四三〜四四頁。
- ★36 同上、四四頁。
- ★37 同上、四五頁。傍点原文。
- ★38 谷口智彦はその後、ジャーナリストをへて外務省参与、第二次安倍晋三内閣の内閣官房内閣審議官、内閣官房参与となり、内閣のブレーンとして政治の中樞に入っていく。
- ★39 加藤晴子はその後、「在日朝鮮人の処遇政策確定過程にみられる若干の問題について——一九四五年〜一九五二年」（『日本女子大学紀要（文学部）』三三三号、一九八三年）を執筆し、その治安当局の偏見・差別意識をそのまま引き継いだが、ごとき認識を梶村に強く批判されることとなる（梶村秀樹「加藤晴子論文の内在的批判」、『在日朝鮮人史研究』一五号、一九八五年（『梶村秀樹著作集』第六卷所収）。このうち彼女は論壇から姿を消す。
- ★40 梶村秀樹「在日朝鮮人——歴史と現在」、『金婚老公判対策委員会ニュース』三号、一九六八年、同「同化主義」の刻印」同四号、一九六八年、同「在日朝鮮人にとつての国籍・戸籍・家族（上）」同六号、一九六九年、同「在日朝鮮人にとつての国籍・戸籍・家族（下）」同八号、一九六九年（以上、すべて『梶村秀樹著作集』第六卷所収）。
- ★41 梶村秀樹「書評 岩村登志夫著『在日朝鮮人と日本労働者階級』、『朝鮮史研究会会報』三五号、一九七四年三月。
- ★42 梶村秀樹『解放後の在日朝鮮人運動』神戸学生・青年センター出版部、一九八〇年、六頁（『梶村秀樹著作集』第六卷所収）。
- ★43 梶村秀樹「解放前の在日朝鮮人運動史——在日朝鮮労総結成〜全

協への解消過程を中心として」在日同胞労働問題研究会事務局『在日同胞労働者と労働運動』在日同胞問題研究会、一九八一年、一三二〜一四七頁。

- ★44 前掲、梶村『解放後の在日朝鮮人運動』六〜八頁。
- ★45 同上、八頁。
- ★46 同上、八〜九頁。
- ★47 同上、九〜一〇頁。
- ★48 たとえば、小林知子「在日朝鮮人の「帰国」と「定住」」和田春樹ほか編『岩波講座 東アジア近現代通史7』岩波書店、二〇一一年。鄭栄桓「朝鮮独立への隘路——在日朝鮮人の解放五年史」法政大学出版局、二〇一三年。
- ★49 朴在一「在日朝鮮人に関する総合調査研究」新紀元社、一九五七年。
- ★50 前掲、梶村『解放後の在日朝鮮人運動』七六頁。
- ★51 梶村秀樹・三浦泰一・三橋修・安岡千絵里「座談会 神奈川県外国人実態調査を終えて」『季刊三千里』四四号、一九八五年一月。
- ★52 金原左門・石田玲子・小沢有作・梶村秀樹・田中宏・三橋修「日本の中の韓国・朝鮮人、中国人——神奈川県内在住外国人実態調査より」明石書店、一九八六年、iv頁。
- ★53 前掲、梶村・三浦・三橋・安岡「座談会 神奈川県外国人実態調査を終えて」一一二頁。
- ★54 同上、一一二〜一一三頁。
- ★55 同上、一一三頁。
- ★56 同上、一一六頁。
- ★57 前掲、金原・石田・小沢・梶村・田中・三橋「日本の中の韓国・朝鮮人、中国人」。
- ★58 梶村秀樹「厳しい差別と偏見——実態調査を終えて」『共に生きる』

青丘社。

★59 前掲、金原・石田・小沢・梶村・田中・三橋『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人』一五三頁。

★60 梶村秀樹「定住外国人県民の生活とニーズ——『県内在住外国人実態調査』を終えて」『季刊自治体学研究』三〇号、神奈川県自治総合研究センター、一九八六年九月、三六～三七頁（『梶村秀樹著作集』第六卷所収）。

★61 同上、三七頁。

★62 日本社会の課題に在日朝鮮人のあり方を限定した言論として、大沼保昭のものがあげられる。大沼は「社会の一員としての民族的少数者という考え方は、本来国籍とは無関係なものはずであり」、「民族的多数者、少数者の双方が、これまでの民族性に対する考え方それ自体を含めて、共生の場としての日本社会のあり方を考え、その改善を訴えていかなければならない」としている（大沼保昭「在日朝鮮人と出入国管理体制」『季刊三千里』三九号、一九八四年一月、一〇二頁）。大沼保昭「単一民族社会の神話を超えて」『中央公論』一九八五年九月号も参照。

★63 梶村秀樹「定住外国人としての在日朝鮮人」『思想』七三四号、岩波書店、一九八五年八月、二四・二五頁（『梶村秀樹著作集』第六卷所収）。

★64 同上、二三～二四頁。

★65 同上、二九頁。

★66 同上、三〇～三二頁。

★67 同上、三二頁。

★68 同上、三二～三三頁。

★69 前掲、大槻「『国境をまたぐ生活圏』概念の起点」。

★70 これについては、拙稿「戦後朝鮮史研究における六〇年代の問題意識の一断面」『歴史学研究』一〇〇一号、二〇二〇年一〇月を参照されたい。

★71 佐藤信行の証言、講演「人と出会い、現場と向き合う——飛田雄一さんに聞く、私とキリスト教と他民族・多文化共生」二〇一六年九月五日、於・早稲田奉仕園。

★72 前掲、梶村「定住外国人としての在日朝鮮人」三三頁。

★73 梶村秀樹「『出入国管理法案』と日本人」『朝鮮研究』八六号、一九六九年六月、一二頁。

やまもと・こうしょう（思想史・日朝関係史）